

第395号
昭和44年11月5日
昭和24年10月10日第三種郵便物認可

やお市政だより

発行所 大阪府八尾市役所
八尾市本町1 TEL: 03881
印刷所 サンケイ印刷株式会社

市民憲章 わたくしたち八尾市民は 1. 若い力をそだてましょう。1. あたかいいでまじわりましょう。1. みどりのまちをつくりましょう。1. 文化財をたいせつにしましょう。1. 働くよろこびに生きましょう。

交通共済

● あなたは 『交通事故にあわない』と いえますか？

《交通共済制度12月スタート 1人年額400円》

《交通戦争》一歩外へ出ると、けたたましいクラクションと共に、はや戦場が待ち受けています。

いわずと知れた交通事故。昔はたまにしかなかったこの事故も、《ひと足先にきた都會》といった感じの増加ぶり。市内での発生は一月平均117件、傷者105人、死者1人にものぼっています。

毎日どこかでいたましい犠牲者が出ています。ひょっとすると《私が、あなたが、友達がこの犠牲者になるかもしれない》といわれても《いや私はならない》と断言できる人はいないはずです。残念ながらそれほど身近かな《戦争》になってしまいました。

市では、不幸にして、あなたがこの犠牲となったときに備えて、12月から《交通共済制度》をはじめることになりました。一人でも多くのこの制度に加入して、《交通戦争》に備えたいものです。



■事故にあったら、当面の生活の保障は市民の共済で補ないましょう

《交通事故で医者通い》など数少ない幸運な例。事故にあればたいていの場合、長期の入院を要する重傷か人身事故と考えなければなりません。

これが一家の大黒柱、家長のときにはかぎらず家族であってもその治療費、生活は一体どうなるのでしょうか。

車には「自動車損害賠償責任保険」などがありますが、入っていない車もあるでしょうし、かりに入っていたとしても、手続き上、急場に間に合うとはいえないのが現状です。私たちまち生活にひびいてきます。

こんどできた《交通共済》は、こんなとき当面の生活の保障を市民がいくらかの掛け金を出し合って、事故にあったときは、その中から一定の共済金を受けられるようにしたもので、火災共済制度と同じく、大阪市の市民共済生活協同組合(行政協定で八尾市も加入)の交通災害共済事業として誕生しました。

■手続きも簡単ですが、もちろん

《支払いも早い》のが特色です

交通共済は12月1日から受け付けを行ないますが、次のような特色をもっています。

★市民ならだれでも加入できます(外国人も含む)

★掛け金がやすく、1人年額400円です

★契約の手続きが簡単ではやくできます

★支払いの手続きも簡単で、不幸に被災されたときは、すみやかに調査し、早く支払います

なお、共済の期間は1年間ですが、この期間中に市外へ転出されても契約は有効です。

■この共済の対象となる交通事故とは…

交通共済で対象となる交通事故とは次のいずれかをいいますが、これらで受けた人体傷害とその遺児(18歳未満)に共済金を支払います。

★運行中の交通乗用具に搭乗中の事故

★運行中の交通乗用具との衝突、接触、またはその火災、爆発などによる事故

★運行中の交通乗用具の積載物との衝突、接触またはその落下などによる事故

■掛け金は年400円、共済金は最高50万円です

共済掛け金は1人につき年額400円です。共済金額は次の表のとおりです。

種別	傷害の程度	共済金額
1級	死 亡	50万円
2級	6カ月以上の治療を要する傷害	10万円
3級	3カ月以上6カ月未満の治療を要する傷害	5万円
4級	1カ月以上3カ月未満の治療を要する傷害	2万円
5級	2週間以上1カ月未満の治療を要する傷害	6千円
	両親または片親の死亡による交通遺児(両親がなく両親に代わり養育している者が死亡した場合も同様)	20万円

★死亡したら…交通事故にあって、それが原因で180日以内に死亡したときに支給します

★軽症が重症になったら…事故が起こってから180日以内に傷害の程度が重くなつて上級へ移ったときは、請求があればすでに支給した共済金との差額を支給します

★期間中に数度の事故にあったら…そのつど支給します(支給限度は50万円)

★交通遺児への共済金は…両親、養育者と遺児(18歳未満)が被共済者で、同一共済期間内に1回支給します。

★事故以外の障害、疾病の影響は…事故で傷害を受けた人が、すでに持っていた身体障害や疾病的影響で、また傷害を受けた後で、事故と関係のない疾病、傷害で事故で受けた傷害が重くなつたときは、その影響が無かつたときに相当する金額を決定して支給します。

正当な理由がなく、被共済者が治療を怠つたために、傷害が重くなつたときも同様です

■加入の申し込みは近くの自治振興委員さんへ

共済契約の申し込みは共済契約申込書に共済金を添えて次のところへ提出してください。

★近くの自治振興委員さん

★市役所市民相談室か各出張所

(申込み用紙も用意しております)

■共済金の請求に必要な手続きは

傷害を受けたときは、すぐに市役所市民相談室へ連絡し、次の書類を発生してから30日以内に相談室へ提出してください。

★警察の発行する事故証明書

★医師の診断書

★死亡したときは戸籍謄本(外国人は外国人登録証明)と死亡診断書か死体検査書

★その他とくに要求する書類

■こんなときには共済金を支払いません

共済金は次のようなときには支払いができませんのでご注意ください。

★故意による傷害

★重大な過失または違法行為で生じた傷害(無免許運転中の事故、飲酒運転中の事故など)

★天災その他の事変による傷害

★正当な理由がないのに共済金の請求に必要である書類を提出しないとき、または故意に不実のことを記載または書類や傷害の証拠を偽造したり、変造したときなどです。

(注)…交通乗用具=自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、バス、汽車、電車、自動車、ケーブルカー、リフト、モノレール、航空機、船舶など2地点間の人員輸送を目的とするもので、スポーツや遊戯用の乗り物は交通乗用具とみなしません。



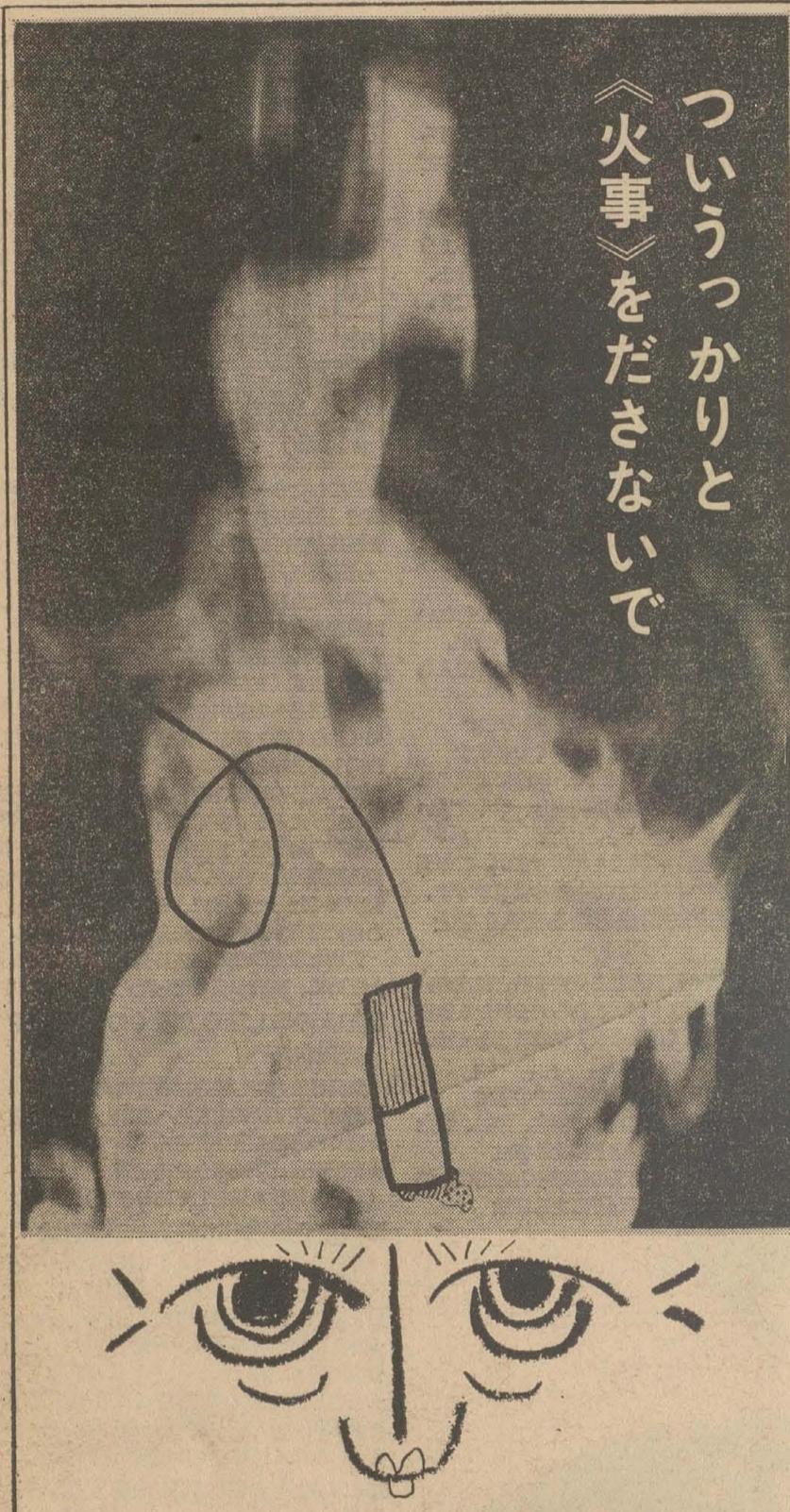
やお市政だより

第395号

2

昭和44年11月5日

火災予防



●秋の火災予防運動近づく――

この月26日から来月2日までの一週間、秋の火災予防運動が行なわれます。

冬が近づきますと火を使う機会も多くなり、それだけ火事も多くなるわけですが、それに加えて人口増、つまり都市化による増加もあって、ふえる一方というのが実状です。

火事は災害の中でも人災といわれ、人の不注意から起こるもので、みんながじゅうぶん注意すれば、なくすことも可能です。

この際、火事に対する防止作戦を立て、この冬を火災ゼロで過ごしましょう。

消防本部では期間中、次の6つのことを重点に予防運動を行なうことになりました。

☆タバコの投げ捨てと寝タバコの防止

☆石油ストーブの正しい使い方

☆消火、避難訓練マーをつくる

☆自衛消防訓練の徹底

☆消防用設備の維持管理の強化

☆液化石油ガスと危険物の安全管理の徹底

この中でみなさんの家庭ととくにつながりの深い「タバコ」「石油ストーブ」「液化ガス」について注意していただきたい点をまとめてみました。

■運動期間中、次の行事を行ないます

期間中行ないます行事予定は次のとおりです。

☆防火管理ハンドブックの配布=第2集とし1,000部をつくり、市内の防火管理者、危険物取扱主任者に配布

☆防火標語の募集=全市民から防火標語を募集(くわしくは次号の当市政だよりをごらんください)

☆危険物の街頭取り締め=中央環状線末広町付近の久宝寺太田線、大正地下道北側付近の2ヵ所。11月20日(木)

☆旅館・ホテルの一斉検査=立ち入り検査し防火管理と避難体制を強化。11月1日~7日

☆共同住宅の検査=石油ストーブの使い方指導を重点に。11月26日~12月2日まで。

☆防火研修会=工場、事業所の防火管理者、危険物取扱主任者を対象。11月18日、19日、春日町の府クリーニング会館。

☆消火、避難訓練日の設定などです。

●いま捨てたタバコの火を確かめよう

「肺ガンの警告」にもかかわらずタバコを吸う人はいらっしゃるようです。

家庭でも、事務所でも、路上でもどこかでだれかがタバコを吸っていますが、このタバコが火事の供給者の重要犯人の一人です。

八尾市内でごとし1月から9月までに発生した火災は116件、そのうち13件がこのタバコが原因で起こっています。

なにげなしに置いたタバコ、なげ捨てたタバコ、このために尊い生命が奪われたり、財産が灰になる、考えただけでも恐ろしいことです。

ちょっとした心づかいと、注意でこの事件の火災を未然に防げたかもしれません。タバコを吸うときは「T・P・O」(ときと場所と状況)を考え、あと始末をじゅうぶんにする習慣をつけましょう。

■吸っているときのタバコの温度は700°Cです

タバコに火がついてくるとき、吸わないでいると温度は約500°Cくらいで、LPガスなどに点火する力はありません。

しかしタバコを口にして一口吸いますと、火の温度はたちまち700°Cに上昇し、LPガスにじゅうぶん点火する温度に達します。

実際にあった例として次のようなものがあります。

★例の1=戸外で、火のついたタバコを捨てたところがゴミ箱の上、枯草などの上に落ちたところが燃えました。

ち、家に燃えひろがった。また、2階の窓から落としたものが、日除けシートの上に落ち大火になった。

★例の2=灰皿の吸いガラをよく確かめず、紙に包んでクズ箱へ捨てたため、吸いガラからくすぶり、出火した。

★例の3=くわえタバコでふとんを押し入れに入れたところ、火が落ち、それを知らずにそのまましまったため、数時間後に出火。

★例の4=酒に酔って寝タバコをしたまま眠ってしまい、ふとんに火がつき焼死んだ。

★例の5=用事のため、吸いかけのタバコを机のはしに置き忘れたのに気がつかず、机からクズ箱の中に落ちて出火。

■タバコを吸うときはこんな点に注意しましょう

★吸いがらは確実に消してからすること

★喫煙中にその場を離れるときも確実に消します

★室内では、必ず灰皿のあるところでタバコを吸うこと

★灰皿の吸いがらをするときは、水をかけて完全に消してからすること

★来客や宴会のあとは、特に吸いがらの始末に注意しましょう

★寝タバコは火災とやけどのもとです

★禁煙場所では絶対に吸わないこと

★風の強いときや空気の乾燥しているときは屋外では吸わないこと

●火災共済の加入限度が15口に引き上げられます

火事にあってまず考えることは「こんごの生活」のこと。この万一のときに備えて市民火災共済制度があります。

火災共済は発足してすでに8年になりますが、12月から口数制限を大幅にアップしてこれまでの最高10口を15口に引き上げます。

この制度は、交通共済と同じく市民がお互いに助けあって不慮の災害に備えようというもの。

この火災共済は普通の火災保険よりも割り安の掛け金で加入でき、加入するときや被災したときの手続きも簡単です。

住宅の場合、1口年額200円の掛け金で万一火災で全焼したときは3日以内に10万円の

給付金が支払われることになっています。

■市民火災共済の特色

★市民(世帯主)ならだれでも加入できます

★掛け金が割り安です

★契約手続きが簡単です

★共済金が10万円単位であるから手軽に加入できます

★普通の火災保険より有利です

★大阪市から1億円の融資保証があるので組合の事業は堅実です

★加入希望者は最初に1口100円以上を出資して組合員となる必要があります

■給付金支払い方法

▶全焼のとき=契約高全額が支払われます。

種 別	基 本 料 金			割 増 料 金		
	専用住宅 又は鉄筋 アパート	店舗付 住 宅	作業場付 住 宅	ルーフ イング 板 か べ	危 険 物	ア パ ー ト 共 同 住 宅
掛 金 額 1 口 年 額	200 円	400 円	500 円	100 円	200 円	300 円
契 約 口 数 の 限 度	15(10) 口	15(10) 口	15(10) 口	1 口	1~3 口	1 口
割増料の付くもの(賃借人は1口、危険物については1口~3口)						

共済金は1口につき10万円。カッコ内は賃借家のとき。

▶部分焼のとき=住宅50万円、店舗40万円、作業所30万円までは実損額を支払います。

実損支払い分を越えた損害については次の比例支払いを行ないます。

たとえば400万の住宅で火災共済に100万円契約し100万円の損害の火災があったとき57万1千円が支払われます。(火災保険の場合では25万円です)

■申し込み方法

加入希望者はもよりの地区の自治振興委員さんか各出張所、市役所市民相談室へお申し出ください。

火災予防

●プロパンの爆発事故は〈器具の取り扱い不注意〉から

最近、都市ガスがない地区でプロパンガスを使用されている家庭がふえたため、ごく身近かな燃料の一つになってきましたが、この普及と共に爆発事故も多くなってきました。一たび事故がおこれば大惨事をひきおこすプロパンガスはその性質をよく知って、器具を正しく取り扱い、事故をおこさぬようにしてください。

■器具を買うときは検定マークを確かめてください

★器具はプロパンガス使用のものを選びましょう。
★器具には検定マークがついています。確かめてください。
★ゴム管は口金に合った太さで締めつけ用のバンドのついたものを選びましょう。
★ゴム管はプロパンガス用と表示された合成ゴム製のものを使ってください。プロパンガスには天然ゴムを溶かす成分が含まれていますので、ゴム管やパッキングを選ぶときはじゅうぶん注意しましょう。

■安全の第1条件は〈正しい設備をする〉ことです

★ポンペは必ず屋外におき、直射日光をさけましょう。
★配管は金属管を使い、ゴム管はできるだけ短く使ってください。
★口金とゴム管の接続は、じゅうぶん押しこんでホースバンドで締めつけておきましょう。

■〈炎の色にも気をつけて〉正しく使いましょう

点火する前にまず次のことを確かめてください。
★ガスが漏れていませんか
★周囲にマッチやふきん、油などが置いてないでしょうか
★ゴム管がつぶされていないか、曲っていないか確かめましょう
★マッチに火をつけてからコンロのコックを開いて点火しましょう

★完全に全部点火したか確かめましょう

★炎に注意してください。炎が安定した紫色になっているかどうか。赤い炎は不完全燃焼です。また、空気の調整も完全かどうか確かめましょう。

■プロパンガスの性質

プロパンガスは空気より重いので漏れた場合、上に逃げないで床をはって低い所にたまる性質をもっています。

ガスににおいをつけてあるので、においがしたらガス漏れと思って調べてください。

燃える時には、都市ガスよりも多くの空気がいりますので、換気にはじゅうぶん注意してください。

■使用中こんな点に注意しましょう

■使用中
★不快においがする時や、鍋やヤカンの底がすぐ黒くなるときは不完全燃焼です。こんな時は部屋の換気やガス器具の掃除をしてください。
★器具のコック等が手でさわれない位熱くな

るときは器具の不良です。■使用後

★コックは器具コックだけでなくポンペについている元コック（ハンドル）も閉めましょう。

★器具はときどき掃除をしてください。

★使わないガス栓にはゴムキャップをはめましょう。

■こんなときは危険です

★容器を倒さないよう注意しましょう。
★安全弁や調整器をいじらないようにしましょう。

★バルブの開閉は手で行ないましょう。工具などを使って開けるのは危険です。

■事故が起ったときは……

事故の大部分はガス漏れによるものです。ガスにおいと思われるときは、コックを全部閉め、窓を開け放し、付近の火気を厳禁し、販売店や消防署へ連絡して処置を頼みましょう。

●石油ストーブと仲良く〈バケツ1杯の水〉がある

取り扱いが簡単で、しかも経済的な石油ストーブや石油コンロは、ガス・電気について便利なもののです。

石油は以前、ランプに用いられていたので灯油ともいわれ、熱量が高く安価ですが、いくぶん臭気があるのが難点です。

石油ストーブには、灯心で吸引して気化燃焼する方式とガス化して燃焼する方式があります。

また、石油コンロには、心上下式、加圧式落差式がありますが、心上下式と落差式では不完全燃焼が起こりやすい欠点があります。

石油は完全に燃焼すればほとんど臭気は残りませんので、臭気がひどい場合、やすやすが出ているような時は、すぐ点検する必要があります。

■バケツ1杯の水の効果

以前、ある生活雑誌社と消防庁が、石油ストーブの消火方法をめぐって対立したことがあります。

石油ストーブから火が出たとき、〈バケツ1杯の水でも消える〉というものと、〈まず毛布で炎の広がるのを防ぎ、それから水をかける〉というものでしたが、29回もの公開実験の結果、〈バケツ1杯の水でも消える〉という方に軍配があがりました。

〈バケツ1杯の水〉が消火に役立つという結果が出たわけですが、それでは毛布は役に立たないのかというと必ずしもそうではなくて、その時の周囲の状況などによってよりよい方法をとることが必要なのです。

石油ストーブによる火災だけでなく、すべての火災の初期消火に〈バケツ1杯の水〉は大変役立ちます。（ただし、天ぷら油による火災には水を用いてはいけません）

当市では、昭和39年から各家庭に初期消火に最大の効果をあげる〈バケツ1杯の水〉の用意を呼びかけています。

■石油ストーブやコンロを使うときはこんな点に注意しましょう

★使用中には油を入れないこと
★あわやまつてガソリンなどを入れないようよく確かめましょう

★器具の操作は、説明書にしたがって正しく行ないましょう

★器具のまわりには燃えやすいものを置かないこと

★倒したりすることのないよう安全な場所へ置くこと

★必ず消えたことを確かめてからその場を離れること

★分解掃除や組み立ては、説明書に従って行なうこと。又故障はすぐ修理しましょう

★よごれは事故の最大の原因となるので、絶えず掃除すること

■石油ストーブ消火法4ヵ条

★もし倒れて出火したらあわてず引き起こす

★毛布をかけ火勢を押さえる

★周囲の燃えやすいものを取り除く

★水をくみストーブにかける

①倒れたら落着いて、できるだけ早くひきおこすようにする

②できるだけ畳の上におく。リノリウム、板などの上に置くときはじゅうたんを敷き、その上におく

③畳の上に置いたときは

(イ) 水バケツによる消火は効果があるが、水をくんでいる間に延焼することを防ぐため周囲の燃えやすい物を手っとり早く除いてからくみに行く。注水は一挙にストーブめがけて上からかける

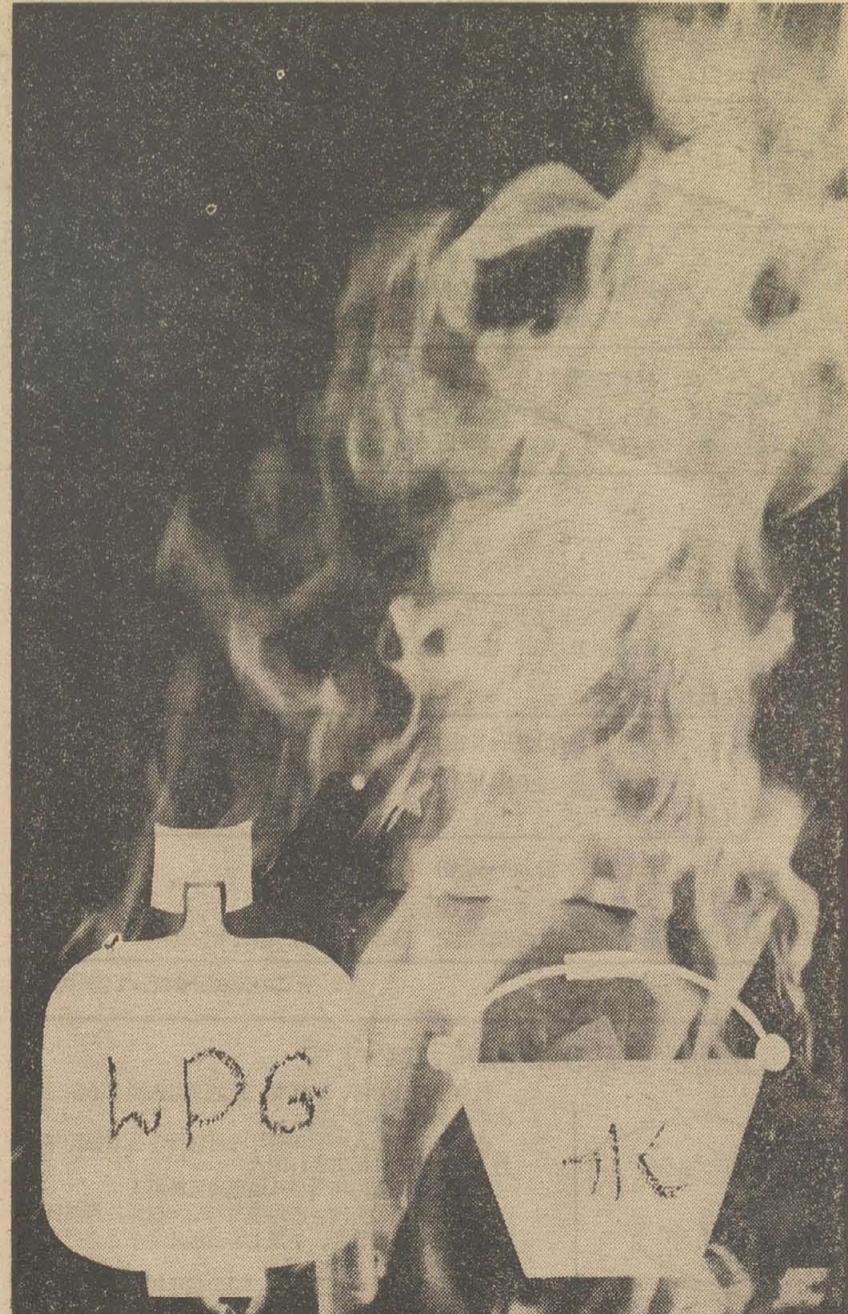
(ロ) 毛布をかけ火勢を抑え、延焼を防ぐことができる。周囲にカーテンなどの燃えやすい物があり、水をくむのに時間がかかる場合はこの方法をとる。毛布のかけ方は完全に炎を包むようにし、スキ間をつくらないよう足で踏みつける

その上で水をかける。この場合、かけぶとんより効果的。

④リノリウム、板などの上においていた場合

(イ) ジュウたんを敷いた場合は畳の上と同じでよい。

(ロ) じがにおいた場合は着火してから水をくみに行っても間に合わないことが多いから、必ずそばに水バケツを用意する。毛布による方法は効果がないが、かけぶとんなら火勢を抑えられる。



やお市政だより

昭和44年11月5日

4

第395号

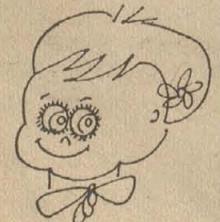
市の行事

11 11 (火)	★ 家児 10.00~16.00 福祉会館 ★ 交通 13.00~16.00 市民相談室 ★ママとボクの体操教室 13.30~16.00 教育センター	★ 青少 9.00~17.00 教育センター ★ 不用犬の引き取り 9.00~15.00 八尾保健所 ★ 人権問題を考える集い 19.00~ 労働会館分館(植松)
12 12 (水)	★ 家児 10.00~16.00 福祉会館 ★ 結婚 13.00~16.00	★ 人権問題を考える集い 19.00~ 曙川小
13 13 (木)	★ 家児 10.00~16.00 福祉会館 ★ 婦人スポーツ教室(卓球) 13.30~16.00 教育センター ★ 一般スポーツ教室(△) 17.30~21.00	★ インフルエンザ予防接種(2回目) 13.30~15.00 志紀小、安中小
14 14 (金)	★ 家児 10.00~16.00 福祉会館 ★ 3歳児(男児)の健康診査 13.30~15.00 八尾保健所	★ インフルエンザ予防接種(2回目) 13.30~15.00 竹淵小、久宝寺中
15 15 (土)	★ 近畿交通安全デー	
16 16 (日)	★ 市民体育大会 ソフトボールの部(一般男・女) 9.00~ 山本球場 ★ 市民文化祭 バレエ公演 教育センター ★ △ 短歌大会・俳句大会 教育センター	★ 結婚 13.00~16.00 福祉会館
17 17 (月)	★ 家児 10.00~16.00 福祉会館 ★ 心配 13.00~16.00	★ インフルエンザ予防接種 13.30~15.00 労働会館(山本)
18 18 (火)	★ 家児 10.00~16.00 福祉会館 ★ 交通 13.00~16.00 市民相談室 ★ ママとボクの体操教室 13.30~16.00 教育センター	★ インフルエンザ予防接種 13.30~15.00 清友幼、中高安小 ★ 出張献血 10.00~15.00 市立病院 ★ 行政 13.00~16.00 市民相談室
19 19 (水)	★ 家児 10.00~16.00 福祉会館 ★ 人権 14.00~16.00 人権擁護委員会室 ★ 巡回府民相談 10.00~16.00 教育センター	★ インフルエンザ予防接種 13.30~15.00 山本小、大正小
20 20 (木)	★ 家児 10.00~16.00 福祉会館 ★ 婦人スポーツ教室(卓球) 13.30~16.00 教育センター ★ 一般スポーツ教室(△) 17.30~21.00	★ 法律 13.00~16.00 市民相談室 ★ 青少 9.00~17.00 教育センター
21 21 (金)	★ 家児 10.00~16.00 福祉会館 ★ 3歳児(女児)の健康診査 13.30~15.00 八尾保健所 ★ 府の巡回交通相談 10.00~16.00 人権擁護委員会室	
22 22 (土)		
23 23 (日)	★ 勤労感謝の日 ★ 市民体育大会 空手の部(一般) 9.00~ 教育センター	
24 24 (月)	★ 家児 10.00~16.00 福祉会館 ★ 心配 13.00~16.00	★ インフルエンザ予防接種(2回目) 13.30~15.00 労働会館(山本)
25 25 (火)	★ 家児 10.00~16.00 福祉会館 ★ 交通 13.00~16.00 市民相談室 ★ ママとボクの体操教室 13.30~16.00 教育センター	★ インフルエンザ予防接種(2回目) 13.30~15.00 清友幼、中高安小

★この欄は切り取って適当な所へはってください。余白はメモにどうぞ。

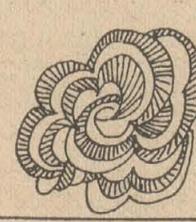
市立幼稚園児の募集を行ないます

教育委員会では、来年度、幼稚園に入園する園児を次のとおりに募集します。
 ☆応募できる人=昭和39年4月2日から昭和40年4月1日までの間に生まれた人
 幼児と保護者の住所が八尾市内にある人
 ☆願書用紙の交付=各幼稚園で昭和44年11月24日から28日までの5日間、午後1時から4時まで交付します。
 ☆願書の受付=各幼稚園で昭和44年12月1日から5日までの5日間、毎日午後1時から4時まで
 ☆必要書類=住民票、米穀通帳、ハガキ1枚(連絡用のため保護者の住所、氏名を明記のこと)



労働会館分館で後期デザイン教室

労働会館分館(植松)では、11月12日からはじまる後期デザイン教室(リビング、デザイン)の受講生を募集しています。
 後期の教室は、11月が木彫(ブローチ、ペンダントなど)12月が七宝焼(ブローチ、壁かけなど)1月から3月までが陶芸(茶わん、つぼ、花瓶)となっています。
 ☆とき…11月12日から毎水曜日、午後6時から8時まで
 ☆受講できる人…満16歳以上の市民または市内在勤者(受講料はいりません)
 ☆申し込み…11月5日から11日まで分館へ、TEL23-4115 先着30人まで受け付けます。



schedule memo

〈無料法律相談が月2回に〉

市民相談室で開いている無料法律相談が11月から月2回になりました。
 この法律相談は、ことし4月から大阪弁護士会の協力で月1回(第3木曜日)開いていますが、最近、相談希望者が非常に多く、月1回の相談では、相談員の負担も大きくなり希望者の要望に応じきれなくなりました。1相談員の協力を得て、第1木曜日を追加したものです。

結婚、離婚相談などの家庭問題、土地家屋の売買、賃貸借の契約など法律のことでお困りの方は、遠慮なくご相談ください。

☆とき 每月第1、第3木曜(ただし、1月の第1木曜日はのぞく)午後1時~4時
 ☆ところ 市役所1階市民相談室

〈11月19日に巡回府民相談〉

巡回府民相談を次のとおりに開きますのでお気軽にご利用ください。

〈相談内容〉
 ☆交通事故相談 ☆住宅相談 ☆児童相談
 ☆商工相談(金融、経営、技術) ☆法律相談(民事関係) ☆労働相談 ☆府政相談 ☆花と緑の相談(家庭園芸)

以上のほかに市政相談、行政相談、心配ごと相談も行ないます。

☆とき 11月19日 午前10時~午後4時
 [(ただし、法律相談は午後1時~午後4時)]
 ☆ところ 教育センター(清水町1丁目)

〈人権問題を考える集い〉

12月はじめの人権擁護週間をひかえた、この機会に同和問題、人権問題について市民のみなさんと話し合い、考えたいと思い、すでに10月27日から各地区で「人権問題を考える集い」と題し講演会を開いています。お疲れのところとは思いますが、一人でも多く参加してください。

11月7日 桂隣保館、11日 労働会館分館(植松) 12日 曙川小 12月8日 市民ホール 時間は午後7時から、市民ホールについては午後1時30分から。



〈国保被保険者証の交換〉

ピンク色の国保被保険者証は10月31日で無効になりました。早い目に新しい保険証(水色)と切り替えてください。

注
 家児 = 家庭児童相談 交通 = 交通相談
 心配 = 心配ごと相談 結婚 = 結婚相談
 法律 = 法律相談 青少 = 青少年
 行政 = 行政相談 愛護相談
 人権 = 人権相談

YAO CITY

市民の声

●市民相談室をどしどしご利用ください

市民の声は、市政の民主的運営に反映されています。

市政を市民のもの、市民本位のものにするためには、いつも、市民の声が市政に直接むすびついていることが必要です。市民と市役所がいつも密接にむすびつき、血のかよった市政をしてこそ、市民のための市政、民主主義の市政が実現します。

市では、市役所の玄関に市民相談室を設けて、だれでも、市政についての意見や要望、苦情を積極的に発言してもらうことができるようになっています。市民相談室では、市の行政のことならどんなことでも相談にのり、市民の声を市政に反映させています。

ことし4月から9月までの半年の間に、市民相談室へ寄せられた市政についての陳情や意見、あるいは要望、苦情をまとめてみました。

■半年間に寄せられた「市民の声」は148件です

ことしの4月から9月まで、市民相談室は持ちこまれた市政についての「市民の声」は148件です。

これらの声を所管別に分けてみると、いちばん多いのが土木課で47件、ついで下水課で26件、3番目が産業課で10件、4番目が公聴課、都市計画課で各9件、5番目が衛生課で7件の順になっていて、その内容は次のようにになっています。

■もっとも多いのは〈道路の舗装と改修〉を望む〈声〉です

★土木関係

土木工事関係で一番要望の多いのは、なんといっても、道路の舗装と改修工事を求める声です。市街地化の波は都市生活のいろいろな面で影響をうけていますが、道路舗装の要望も、古くからの市街地よりも、周辺の新しく住宅が建った地域からの要望が多くでています。市でもこの市民のみなさんの要望を、一日も早く実現させるため、市内各所で工事を続けています。

次に、自動車の通行量の激増が続いているので、歩行者が安全に道路を歩くことができる交通安全施設の設置などの交通対策の声が多くなっています。

曲り角から急にまがってくる自動車をさけるために、カーブミラー（反射鏡）をつけてもらいたい。幹線道路に横断歩道橋を設置してほしい。通学道路を早く改修してもらいたいなどと求められる声が多く寄せられました。」

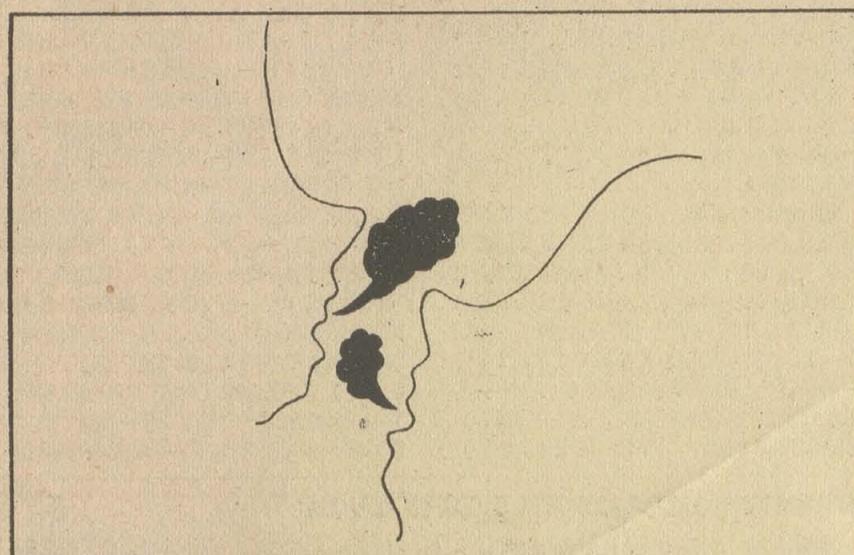
☆道路の舗装をしてほしい

☆カーブミラーの設置を

☆歩道橋を建設してもらいたい

★下水関係

いま、近鉄八尾駅を中心とした市街地で、】



46年度完成をめざして、公共下水道を建設しています。工事には下水管を布設しますが、工事との道路がどろんこになって、車や人が通行しにくいので、早く復旧舗装工事をしてもらいたい。

下水管と家庭からのパイプをつなぐことが困難な住宅の市民から、水洗便所化にそなえて早くつないでほしいなど下水道工事に関連した苦情が出てています。

また、6・7月ごろ、よく雨の降る時期には浸水をする地域から、浸水解消のために、水路の改修を望む声が多くなります。

低地の浸水はなかなか解消しにくいものですが、水路の水はけをよくするために、水路の泥上げや掃除の要望は多く、市では、1年間に、延長約2万mのしゅんせつを行なっています。

水路のしゅんせつは毎年行なう必要がありますが、市では、市街地の水路のしゅんせつを中心に行なっています。

農地の多い地区的水路は農家や付近の市民の方でしゅんせつをもらっています。

☆水路の改修をじてもらいたい

☆水路の泥上げと掃除を

☆公共下水道工事あとと復旧舗装工事を

★産業関係

新しい住宅は、田んぼや畑の中へ、どんどんと建てられて

いますが、住宅のま

わりは農地で、野つぼがあちこちにあります。町内で育ったこどもたちにとって、野つぼやため池は、はじめて見るものだし、道の側によくありますので、遊んでいるときに誤ってはまつてはと心配されている母親の方から、野つぼにふたやサクをつけてほしいとの要望がふえています。

☆野つぼにふたやサクをつけてほしい

★都市計画関係

新都市計画法が6月に施行され、市内も、市街地区域と市街地調整区域にわけられますので、区域が確定することによって影響の出る農村地帯の農民から、多数の陳情を受けました。陳情は市街地区域内にはいることを要望する方や市街地調整区域内にはいる農家からは農業援助の方策を求めている声が出されています。

☆〇〇地区は市街地区域に指定を

☆新都市計画法の施行にあたり、農業の保護を

★そのほか

●広報板を設置してほしい

公聴課では、市広報板や掲示板をたてていますが、新しい住宅地から広報板を設けてほしいとの要望が多数でています。

●各種地区割りの調整を

市内の市街地化は

急ピッチですすんでいますが、市内の本庁地区と10出張所地区は、合併の際に決

まつたままになっています。各地区の境界付近には、住宅が建てこんでくると、1つの団地の内で、道1つへだてて、出張所の地区が違っていたり、町名が違っていたりしていますので、戸籍や住民票の抄本を取りにいく出張所が違っていたり、郵便の配達回数が少なくなったりしている面で不便があるので、適切な地区に編入してほしいとの要望が、境界付近の住宅地の市民から出されています。

また、一番近い便利な学校が住居地の校区の学校でなかったりしている場合もあり、これらの地区割りによる悪い影響を少なくするには、出張所の地区、学校区、町名地番の改正、民生委員さんの地区、自治派興委員さんの地区などを総合的に調整する必要があります。これから、新しい住宅地が周辺部にできるとこの種の問題はふえていくと思われます。

●郵便ポストを設置してほしい

1年に新設されるポストは約3個、しかしその新設を要望する声はいろんな地域から出されているのが現状です。

●学校の施設を改善してほしい

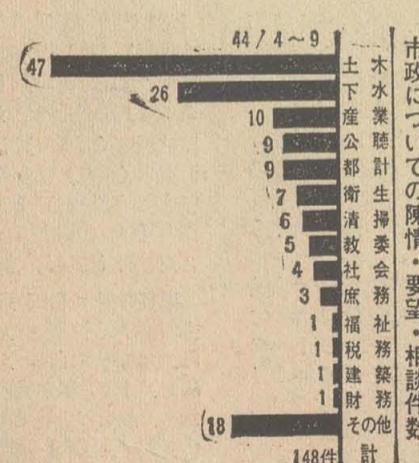
●体育館兼講堂の建設を早急に

教育するためには一定の教育環境の整備が必要で、市政の重点施策の1つになっていますが、なおPTAからは「現在の学校施設を見ます時、その理想と期待に十分対応された学園であるとは思われません。すなわち便所は汲取り式で、便器はこわれ、扉、窓ガラスは破損のままで、西側用水塔溢水による便槽内への浸入は、今後の梅雨期を控え衛生上まさに憂うべき状態であります。また、教室は、ろうかとの隔壁による一方窓のため室内は異常に暗く、雨天、晴天のときなどは、照明のための電灯が、必要」とことものためを思った陳情が提出されています。

また、生徒自身が授業で学習するなかで、市民の声を反映していくのが民主政治であることを学び、まず、自分の身近な要望を市役所へもって行こうと決めて、中学校のあるクラスから、市民相談室へ、いまの教育センターにある図書室はせまいので、図書館を建ててほしい、教室の照明に蛍光灯をつけてほしいなど10枚項目にわたって要望が出されたケースもありました。

●チビッコ広場を作ってほしい

いま市内に都市公園は18カ所、児童遊園が24カ所、チビッコ広場が7カ所ありますが、最近は交通状態が最悪であり、子どもたちの遊び場が不足しています。そのため子どもの安全を願う各地区的父兄から、チビッコ広場を多く作ってくれという要望が日増しにめだっています。



■市では次のような相談を行なっています

☆行政相談……毎月8・18・28日の午後1時～4時、行政相談委員が相談されます

■相談室以外の相談

☆人権擁護相談……毎月第3水曜日の午後2時～4時、市民ホール1階人権擁護委員会室

☆青少年愛護相談……毎週火曜、木曜日の午前9時～午後5時、教育センター1階青少年相談室

☆家庭児童相談……毎週月曜～金曜日の午前10時～午後4時、福祉会館

☆心配ごと相談……毎週月曜日の午後1時～午後4時、福祉会館

☆結婚相談……毎月第1・第2・第4・第5水曜日の午後1時～4時と毎月第3日曜日の午後1時～4時、福祉会館

☆消費生活苦情相談……毎日執務時間中、市役所2階産業課または市民相談室

☆公害苦情相談……毎日執務時間中、産業課

これらの日程は市政だよりの「市の行事」の欄に掲載しています。



やお市政だより

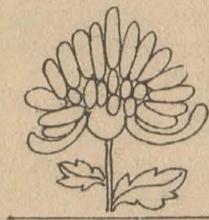
第395号

6

昭和44年11月5日

お知らせ

●表彰のこと



■文化の日、市政功労者などが表彰されました

市では「文化の日」の3日、市民ホールに市政に功労のあった人を招いて表彰式を行いました。

この日、表彰を受けたのは36人、1団体で大橋市長から表彰状、感謝状が贈られました。

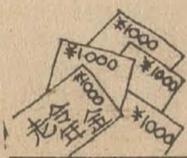
また、教育委員会でも学校教育に尽くされた方を表彰しました。

表彰された方は次のとおりです。

〈市長表彰〉

辻井幾太郎(沼327—自治振興委員)▽森田政次郎(恩智1326—自治振興委員)▽坂田亀雄(久宝寺6丁目—自治振興委員)▽北山巳之吉(弓削620—自治振興委員)▽高松藤五郎(末広町2丁目—篤行)▽草壁栄造(竹淵328—統計調査委員)▽小牧百栄(久宝寺3丁目—母子福祉社会会員)▽佐原嘉六(竹淵227—遺族会理事)▽前田降神(宮町2丁目—保護司)▽西岡宗雄(萱振町3丁目—民生児童委員)!

●年金のこと



■昭和46年から老令年金が月額5,000円になります

昭和36年から始まった、掛け金をして将来年金をもらう拠出年金も9年目を迎える。昭和46年5月からは最初の老令年金が支給されます。

いまの法律では10年間保険料を納めると月額2千円が65歳から支給されることになっていますが、つぎの国会に提出予定の改正法案は、やはり初めての老令年金をもっと魅力あ

るものにしたいというわけで、2千円に8千円を上積みして月額5千円を支給しようといふものです。

掛け金のほうは、昭和36年4月から昭和46年3月まで25,800円ですから、月額5千円の老令年金をもらうと半年でかけ金は全部もどり、以後一生もらえ、非常に有利になります。

キ園芸組合(辻井滋組合長)!

〈感謝状〉

橋内勝(太田1561)▽平岡末吉(太田1578)▽辻本行雄(太田1698)▽本荘実(沼326)▽井上耕次郎(上之島北1丁目)▽森口一太郎(服部川1678)▽畠部久男(柴町2丁目)▽前川末次郎(服部川1250)。

〈教育委員会表彰〉

安藤秀夫(安中小校医)▽小林弥毅(久宝寺中校医)▽渡辺謙(志紀小歯科医)▽成法中男子バスケットボール部(第23回府民体育祭中学男子バスケットボール部門で優勝)▽曙川中野球部(第23回府下中学校防犯野球大会で優勝)(以上順不同敬称略)

なお、当時は永年勤続職員、優良職員、永年勤続教職員も表彰を受けました。

●接種のこと



■インフルエンザの予防接種を行なっています

冬の訪れとともにインフルエンザの流行期がやってきます。

すでに先月20日から各地でインフルエンザの予防接種を行なっていますのでぜひこの機会に受けましょう。

なお、この接種は1週間間隔で2回しないと効果がありませんのでご注意ください。

☆注射を受けられる人…満3歳以上の人
☆料金…3~5歳は1人1回50円、15歳以

上的人は1人1回120円

なお、1回目の接種で注射あとが赤くはれたり少し熱がでたりしますが心配ありません

〈日程〉

1回目	2回目
11月6日(木)	13日(木)
7日(金)	14日(金)
17日(月)	24日(月)
18日(火)	25日(火)
19日(水)	26日(水)
20日(木)	27日(木)

時間はいずれも午後1時30分から3時まで

●文化祭のこと



■美術展、詩吟大会の入賞者が決まりました

10月12日の詩吟大会で幕をあけた第16回市民文化祭は10月30日からの美術展につづいていま常光寺境内で菊花展(15日まで)が開かれており、行事の中盤をむかえています。(日程は4面の「市の行事」で)

また、次の部門の入賞者が決まりましたのでお知らせします。

入賞者の表彰式は今月23日、午前10時から教育センターで行ないます。

【知】=知事賞【市】=市長賞【議】=市議会議長賞【教】=教育委員会賞【優】=優秀賞【努】=努力賞【佳】=佳作賞【奨】=奨励賞【商】=商工会議所会頭賞【ラ】=ライオンズクラブ賞【口】=ロータリーライオンズクラブ賞【銀】=銀行賞

〈詩吟大会〉

【市】平島透【議】別所寛己【教】山脇由光、炭本晃【優】松浦清勝【努】玉野戯男柳沢千里

〈美術展〉

俳画の部=【市】米原輝美(柴町)【議】水野東(福万寺町)【教】塙川彦五郎(竹淵)【優】宿谷眉山(竹淵)萩本穂積(八尾木)【努】辻三郎(南本町)小野田寿(北本町)中瀬久子(萱振)【佳】岩崎はる子(東久宝寺)佐々木いとの(久宝寺)八木はる江(提町)【奨】井上美智子(本町)中井伸子(木本)田中阿津子(服部川)【商】堀井勝代(柴町)【ラ】筒井律子(南本町)【口】津田邦子(跡部本町)【銀】岩本真一(小阪合町)

ペン習字の部=【市】桐山道子(萱振町)

【議】天道和子(末広町)【教】中山里美(東大阪市)【優】山本鶴子(志紀公民館)春次美智子(山本町南)【努】西村富士子(志紀公民館)西岡千寿子(志紀公民館)【佳】福田美砂代(北本町)甲斐房子(清水町)【奨】油上孝(柴町)板倉常子(恩智)【商】山田美津代(植松町)【ラ】中原利子(志紀公民館)【口】内田小百合(志紀公民館)【銀】吉内忠治(志紀公民館)

手芸の部=【知】大内昌代(末広町)【市】金田清子(小阪合町)【議】小川溢子(安中町)角倉輝代(柏村)【教】辻村寿恵子(山城町)【優】岸本明美(千塚)水味豊子(東山本)天池二十美(福万寺)中津ミチ子(東山本新町)【努】天道和子(末広町)北川裕子(大塙)鈴良江(上尾町)【奨】森脇喜代(神宮寺)足立妙子(本町)【商】長南いね(末広町)【ラ】古野征子(東山本町)嶋野啓子(北本町)【口】山本すず子(提町)【銀】芳井豊子(本町)

写真の部=【知】高橋弘(太田)【市】浅尾敏之(安中町)【議】末吉康久(刑部)【教】今井孝男(竹淵)福本好成(山本高安町)【優】香川亀之助(本町)山中京治(竹淵)福井誠一(黒谷)裏岡政嗣(相生町)西岡尊久(幸町)【努】木下綾(弓削)吉森健三(東久宝寺)岩崎利男(萱振町)【佳】平田俊彦(北本町)初山昇一(弓削)【奨】犬伏弘(萱振町)岩本芳春(二俣)【商】清水隆男(南本町)【ラ】石橋浩三(竹淵)【口】石川勝義(長池町)【銀】池崎宗男(東久宝寺)

書道の部=【知】若林碩南(恩智)【市】

木村軒水(若草町)西田千鶴子(東山本町)

【議】矢原瑞香(八尾高)谷元安石(宮町)

【教】山階厚子(山本町南)佐伯曉嵐(八尾高)

【優】中根豊翠(八尾高)森本ひろみ(山本町)

福田栄子(山本高安町)小川慧水(久宝寺)塙田碧竹(八尾高)【努】岩津文子(山本町)

吉田溪石(宮町)辻本邑園(田井中)世古青琴(八尾高)浜渕雪香(山本町)【佳】宿谷伸雄(竹淵)鹿間仙紫(八尾高)中村路遥(八尾高)木本雅恵(八尾高)西川孝子(東久宝寺)【奨】児玉典子(刑部)飯田皓園(宮町)

福原愛子(清友高)仲田千糸子(宮町)中谷弘子(八尾高)【商】野志真知子(山本町北)

【ラ】高木久江(山本高)【口】西本宣永(山本町北)【銀】鈴木啓史(八尾高)

絵画の部=【知】吉田正宏(東久宝寺)

【市】白草俊也(八尾高)曾根唯夫(八尾高)

【議】柴谷吉宣(安中町)木村薰(清友高)

【教】山本司(都塚)海老祐司(八尾高)【優】

松田純子(水越)高橋惠治(南太子堂)本庄

広(東久宝寺)長谷川良一(神武町)村尾和

美(新家町)【努】中沢晴一郎(佐堂町)中

川春代(緑ヶ丘)久保年史(八尾高)奥田昭

美(安中町)【佳】大今千賀子(山本高安町)

水谷善彦(西山本町)小松陽子(八尾高)横

山徳三郎(植松町)【奨】大原淳良(久宝園)

村上敬雄(東本町)藤善裕子(幸町)佐藤紀

美男(陽光園)【商】茂山道子(清友高)【ラ】

津島勝(東大阪市)【口】永田あけみ(清友高)【銀】花崎寿雄(久宝園)永田正宏(小阪合町)



YAO CITY

市の話題

● 楽しかった第5回市民スポーツ祭

市民憲章制定5周年記念市民スポーツ祭は10月26日、前夜の雨もあがった秋晴れのもと市立山本球場で市民約3千人が集い、盛大にくりひろげられました。

前日に降った雨に市民も関係者もグランド状態を心配していましたが、当日はカラリと晴れあがり絶好のスポーツ日となり、老いも若きもグランドいっぱいかけめぐりました。

このスポーツ祭は幼稚、老人だれでもが気軽に参加できるため、毎年参加者がふえています。

午前9時から開会式が始まり各地区ごとに堂々と入場し、大会会長のあいさつなどがあり、最後に聖火リレー最終走者芳井和子さんがもつ聖火が聖火台に点火され、式を終わり競技に移りました。

小学の部では、400mリレー、30m走、80

m走が、中学の部では2人3脚などが行なわれ、グランドいっぱいに若やいだ声がこだましていました。

一般男子、一般女子の部でも年齢にあった種目が組まれ、日ごろあまり運動する機会のないおとうさんやおかあさんたちも重い足をひきずりながら魚つり競争、ボールけり、スパン競争などを楽しみました。

3千人の市民が

参加しました



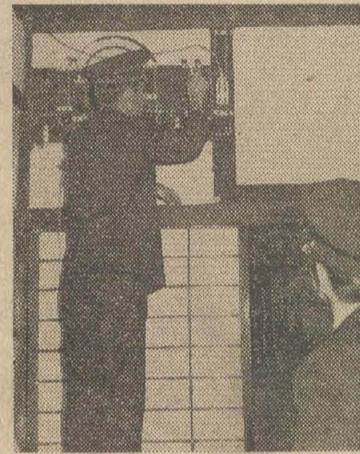
市の話題

大聖勝軍寺に日本一大きい聖徳太子の画像ができます

いま、太子堂3丁目、大聖勝軍寺で日本一大きい聖徳太子の画像が制作されています。これは、昭和46年に太子1350年祭を迎える記念として奥野住職が考えたもので、画像の大きさは、高さ10m、横7mです。肖像画家の馬堀喜孝さんが、「生涯の大仕事」としてこの絵の制作を無料で引き受け、このほど、線がきを終えたもので、色を塗る前に、奥野住職が太子の『和の精神』の信者10万人の氏名を書き込み、永久に名を残すことになっています。なお、この肖像画は、48年春までに再建される太子本堂に安置される予定です。



文化財保護週間を前に消防本部が文化財立入検査をしました



11月1日からはじまる文化財保護週間に前に、市消防本部は10月21日、文化財を保存している市内の寺や神社など5カ所に立ち入り検査し、文化財の防火体制を調べました。

この日、検査を受けたのは重要文化財・十一面觀音像のある感應院、府指定天然記念物くすのある渋川神社、善光寺など5ヶ所です。

立入検査は電気関係で漏電のおそれはないか、消火器があるかなどを調べました。その結果、禁煙の標示がしていないのや、プロパンガスの燃料タンクの置き場所が悪いなどが署員から注意されました。

桂園保館前と市役所前で15日まで菊花展を開いています

10月20日から桂園保館では、同館前と市役所前に菊の展示を始めました。

これは、園芸教室の会員30人が自分たちの日ごろの腕前を市民のみなさんに披露しようと昨年から行なっているもので、桂園保館前に7花壇、市役所前に8花壇の計15花壇、約百ほんが展示しています。

市役所前の展示場では市役所を訪れた市民が、このあざやかな菊に見入っていました。この展示は15日まで続けられます。



服部川の老人クラブが清掃奉仕をしました



10月18日、八尾市服部川の老人クラブ長生会（山中久吉会長、会員87名）のお年寄りたちが、地区内の総池の土手、神社の境内など3カ所の草刈り清掃奉仕に汗を流しました。

この日、65歳から84歳までの会員たちが、手に手にケワやカマを持ち、7、8人のグループに分かれて作業しました。

これは、夏の間に背たけなどの雑草がおい繁って、ゴミ捨て場となりつつあるので、これではいけないと草刈りの奉仕を行なったものです。

南高安中音楽部が器楽合奏で府下1位になりました

先月25日、柏原市で開かれた『第16回こども音楽コンクール』に出場した南高安中音楽部は、府下から集まった小、中学校、10校の優秀校と出場、みごと最優秀校に選ばれました。

この音楽部は、5年前、4人のメンバーでつくられたもので、その後、メンバーも36人にふえ、毎日2時間の猛練習をした結果、このたびの栄誉となつたものです。

なお、同校は12月29日、厚生年金会館で開かれる西日本決勝大会に府代表として出場します。



『おかか部隊』ことしも農家の手伝いにやってきました

人手不足の農家の手助けをする『おかか部隊』がことしも北陸方面からやってきました。

当市へは85人が雇われ10月24日に全員、元気に雇主の農家へつき、さっそくカマを片手に田んぼに飛び出していました。

この『おかか部隊』の滞在日数は約20日間で、そのうち1日だけレクリエーションとして大阪見物をする予定です。

しあわせを築く道

差別は、軍隊の中だけでなく、警察や裁判の中にもありました。その最もひどい例として1933年（昭和8年）の高松地方裁判所での差別的判決があります。

それは、「部落民が自分の身分を相手に知らせずに結婚したことは犯罪である」というもので、このことは、明治4年の解放令を無視し、封建時代の身分をふたたび法律のうえで認めたことになるのです。

全国水平社本部では、この裁判所の差別事件にいちどおり、8月には大阪で全国部落代表者会議をひらき、差別裁判取り消しの全国的な請願闘争を行なうことをきました。

10月1日、九州を出発した請願隊は、道中部落の人たちだけでなく、一般市民や農民にもよびかけながら上京し、5万人の署名と決議を司法大臣、検事総長、厚生大臣に提出しました。

このため、政府はようやく非を認め、全国の裁判所と検事局に、差別的なあつかいをしてはならないという通知をだしました。責任者たちは処分され、とらえられた2人の青年は無事に返されました。



同和教育の手引

この成果はファッショと戦う民衆の团结の力によるもので、これによって水平社の組織も大きくひろがりました。

政府も、運動がはげしくなるにつれて、部落改善事業費を毎年國の予算にくむようになり、一方融和団体は政府から金をもらって改善事業を行ないましたが、やがてこの団体は、部落の人たちを戦争にかりたて、挙国一致の態勢をととのえるのに力をつくしました。

しかし、部落の人たちは貧富をとわず団結して、反民主的なものとするどく対立してきましたので、太平洋戦争の前の社会運動の中で最後までねばり強く運動をつづけたのです。とはいえ、政府は太平洋戦争がはじまるとき、すべての人民運動の団体をつぶしてしまって、町内会などの行政組織をつくり、人々がお互いに監視しあって政府の命令にそむかないようにしむけ、また、わざわざかり残されていた部落産業も政府の経済統制でつぶされ、その働き手となつた人たちの大半を召集や徵用でとってしまったので、部落解放運動も、もはや団結して前進させることができなくなつてしましました。